
4. よくある質問と回答

SHIFT事業支援機関 公募説明会

2026年2月13日



SHIFT

- 1. 公募要領に対する質問と回答**
- 2. 応募申請書に対する質問と回答**
- 3. その他の質問と回答**

1. 公募要領に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q1	4.2.3 DX削減実行事業への対応	DXシステムの導入実績がない場合でも、「DX型CO2削減対策実行支援事業」に対応可能としてもよいですか。
A1		導入実績がない場合でも、対応可能として申請できます。対応可能な場合は、「様式1別紙1」のAD列39行目で「○」を必ず選択してください。
Q2	4.3.1 責務	支援責任者として、請負契約をしている候補者を登録したいが、問題ないですか。
A2		支援機関は、「4.4.1 責務」を全うする社員等を支援責任者として配置する必要がありますので、直接雇用関係のある方にしてください。
Q3	4.3.2 登録要件(1)	会社の分社化等で、新設会社に業務移管されますが、新設会社が設立後2年を経過していないと、応募できませんか。
A3		新設会社が元の診断・コンサル事業を継承している場合には、分社化等を証する書類（様式自由）と元の法人等の決算書類を提出することで、応募することができます。

1. 公募要領に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q4	4.4.1 責務	複数の支援機関で、支援責任者として登録することはできますか。
A4		支援責任者の責務を全うしていただくために、複数の支援機関での登録はご遠慮ください。
Q5	4.4.2 登録要件(2)	過去にSHIFT事業等を実施したが、事業者の都合で中止となった案件があります。経験要件の実績件数に含めることができますか。
A5		中止になった案件は含めることはできません。診断を行い、報告書を作成した案件のみを実績件数としてください。

1. 公募要領に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q6	4.4.2 登録要件(2)	支援責任者の更新申請の場合も、過去5年間で診断事業の実績が3件以上なければ登録できないのでしょうか。
A6		診断事業の実績が令和3年度～令和7年度で、3件以上なければ登録できません。（3件に満たない場合、令和2年度のCO2削減ポテンシャル診断事業について報告していただければ、認められる可能性があります。）類似診断事業／ESCO事業の場合は、令和8年1月末までに完了した事業が該当します。
Q7	4.4.2 登録要件(2)	類似診断事業／ESCO事業の報告書は、どのような内容になっていればよいですか。
A7		公募要領P7に記載の①～④の要件を満たし、詳細に記載されている必要があります。受診事業所を総合的に診断している必要があります。

2. 応募申請書に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q8	様式1別紙1 「支援機関となる法 人等に関する事項」	「責任者部署・役職・氏名」の記載欄は代表者を記入するのですか。
A8		法人の代表者でなくとも構いません。
Q9	様式1別紙1 「支援機関となる法 人等に関する事項」	会社の「公開用PR文」や「公開用ホームページURL」は、空欄でも問題あり ませんか。
A9		支援機関リストに掲載を希望しない場合は、空欄で構いません。
Q10	様式1別紙1 「支援機関となる法 人等に関する事項」	SHIFT事業の計画策定支援やDX削減実行事業の実績件数には、設備 更新支援やシステム改修事業を含めることができますか。
A10		設備更新支援やシステム改修事業は含めることはできません。 計画策定支援やDX削減実行事業で、事業完了したものだけに限ります。

2. 応募申請書に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q11	様式2別紙1 「支援責任者候補の 経歴と実績」	支援責任者の更新申請であっても、様式1別紙1の支援責任者候補一覧に記載した各人分の記載が必要ですか。
A11		更新申請であっても、すべての方の様式2別紙1を作成してください。診断事業の実績や資格証に変更がある場合は、診断報告書（SHIFT事業のDX削減実行事業、システム改修事業、類似診断事業／ESCO事業の場合）や資格証の写しを提出してください。
Q12	様式2別紙1 「支援責任者候補の 経歴と実績」	支援責任者候補が法人の代表者である場合、法人との間に雇用契約書は存在しないのですが、書類を提出する必要はありますか。
A12		「所属」「役職」の欄で法人の代表者であることが確認できれば、書類を提出する必要はありません。
Q13	様式2別紙1 「支援責任者候補の 経歴と実績」	他の支援機関で、SHIFT事業の計画策定支援やDX削減実行事業を実施したことがありますか、診断事業の実績になりますか。
A13		計画策定支援やDX削減実行事業で作成した報告書等で、支援責任者や支援員として名前を確認できれば有効です。

2. 応募申請書に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q14	様式1別紙2 「副支援機関となる 法人等に関する事 項」	副支援機関を記入しないで応募申請し、その後に必要性が生じた場合に、副支援機関を登録できますか。 また、複数の副支援機関を登録できますか。
A14		副支援機関の追加登録の申請は可能です。また、複数の登録も可能です。 追加登録の申請は、5月7日（木）から9月30日（水）の期間内に行ってください。
Q15	添付資料1 「直近2期分の 決算書類」	今年の決算書類の公開が3月31日の場合は、どの年度になりますか。
A15		現時点での決算書類の最新版からさかのぼって、2年分を提出してください。
Q16	添付資料3 「資格証」	エネルギー管理士等の資格証は、合格通知書でもよいですか。
A16		エネルギー管理士等は免状が必要です。 なお、資格証は申請時点で有効であることが必要です。

2. 応募申請書に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q17	添付資料4 「診断報告書／省工 ネルギーに関する報 告書」	報告書等で守秘義務があるため、実施した事業者名を名伏せで提出して よいですか。
A17		事業者名が記載されている必要はありません。A社のような形でも結構です。 ただし、報告書に必要な要件が確認できるようにしてください。
Q18	4.6.4 提出方法と提出先	応募申請書等の電子データを電子メールで送付する場合、ファイル容量が 大きすぎて送付できません。対処方法を教えてください。
A18		セキュリティ付の大容量ファイル転送サービスで送付することができますので、 事前に支援機関窓口にご相談ください。 もしくは、電子記録媒体（CD-RまたはDVD-R）に記録して郵送するこ とができます。公募締切直前に郵送する場合は、お手数ですが、印刷した紙 資料も同封してください。

3. その他の質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q19	申請中の内容変更	応募申請後、変更したい内容があります。応募申請書類を差し替えてもらえますか。
A19		公募期間内であれば、支援機関窓口にメールで連絡し、差し替えの応募申請書類をメールで送付してください。
Q20	登録後の内容変更	支援機関登録の内容を変更したいので、変更の手続きを教えてください。
A20		提出した応募申請書に、追加・変更箇所を朱字で示し、様式を変えずに再提出してください。 変更が生じた時点から一ヶ月以内に、支援機関窓口へ変更を申請してください。 支援機関リストの内容が変更の場合は、反映に時間を見る場合がありますので、ご了承ください。

一般財団法人省エネルギーセンター

SHIFT事業 支援機関窓口

E-mail : shift_eccj@eccj.or.jp

※支援機関公募に関するお問い合わせは、電子メールでのみ受け付けております。

※補助金の執行や制度全般については、補助事業の執行団体にお問い合わせください。



一般財団法人省エネルギーセンター
The Energy Conservation Center, Japan

SHIFT